

○特別手配登録及び盗品等免許証手配登録に関する事務処理要領の制定について

〔令和 8 年 4 月 1 日〕
〔例規甲（免処）第 1 号〕

特別手配登録及び盗品等免許証手配登録に関する事務処理要領

第 1 目的

この要領は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務（警察庁情報通信局情報管理課情報処理センター（以下「警察庁情報処理センター」という。）に設置する電子計算機（以下「警察庁電子計算機」という。））、山梨県警察に設置された運転者に関するデータを伝送するための端末機器（警察庁電子計算機と接続する山梨県警察の電子計算機を含む。）及びこれらを結ぶデータ伝送回線からなる運転者に関する情報処理システムによる業務をいう。）のうち、特別手配登録及び盗品等免許証手配登録に関する事務並びに被手配者の発見通報に関する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 特別手配登録

1 特別手配登録の対象

特別手配登録は、次に掲げる者について行うものとする。

ア 警察共通基盤システムによる個人照会業務（警察庁電子計算機、警務部情報管理課及び警察庁に設置する端末装置（個人照会業務に用いる即時処理用端末装置をいう。）を用いて行われる業務）により、警察庁情報処理センターが保有する指名手配ファイル及び行方不明者手配ファイルに登録された者（以下「指名手配等該当者」という。）

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条の規定による許可を受けて銃砲等を所持する者であって、当該銃砲等とともにその所在が不明となったもの（以下「銃砲手配該当者」という。）

2 特別手配登録に関する業務分担

- (1) 指名手配等該当者に係る特別手配登録及び手配解除登録の手続は、警察本部の各業務主管課（以下「主管課」という。）において行うものとする。
- (2) 銃砲手配該当者に係る特別手配登録及び手配解除登録の手続は生活安全部保安課（以下「保安課」という。）において行い、当該登録は交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において行うものとする。

3 銃砲手配該当者に係る特別手配登録及び手配解除登録の方法

- (1) 保安課は、銃砲手配該当者について特別手配登録の必要を認めるとき、特別手配登録がされている者について当該手配に係る事案を処理したとき、又はその他の事情で特別手配登録をしておく必要がなくなったときは、特別手配（解除）登録連絡書（第1号様式）を作成し、運転免許課に送付するものとする。
- (2) 運転免許課は、（1）の特別手配（解除）登録連絡書の送付を受けたときは、特別手配登録票を作成し、これによって特別手配（解除）を行うものとする。

4 特別手配の発見通報に伴う措置

運転免許課は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務に関し警察庁情報処理センターから特別手配登録を行った者の発見通報を受けたときは、指名手配等該当者は主管課に、銃砲手配該当者は保安課にそれぞれ通報し、適切な処理が行われるよう措置するものとする。

第3 盗品等免許証手配登録

1 盗品等免許証手配登録の対象

盗品等免許証手配登録は、盗難等被害届を受理した盗品等に係る運転免許証について行うものとする。

2 盗品等免許証手配登録に関する業務分担

盗品等免許証手配登録及び手配解除登録の手続は刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）において行い、当該登録は運転免許課において行うものとする。

3 盗品等免許証手配登録及び手配解除登録の方法

- (1) 刑事企画課は、盗品等に係る運転免許証について盗品等免許証手配登録の必要を認めるとき、盗品等免許証手配登録がされている者について当該手配に係る事案を処理したとき、又はその他の事情で盗品等免許証手配登録をしておく必要がなくなったときは、盗品等免許証手配（解除）登録連絡書（第2号様式）を作成し、運転免許課に送付するものとする。
- (2) 運転免許課は、（1）の盗品等免許証手配（解除）登録連絡書の送付を受けたときは、盗品等免許証手配登録票を作成し、これによって盗品等免許証手配（解除）を行うものとする。ただし、盗品等免許証手配登録された運転免許証について、手配登録後5年3か月を経過した場合、手配解除登録の有無にかかわらず、電子計算機に登録された登録事項を自動的に抹消するものとする。

4 盗品等免許証の発見通報に伴う措置

運転免許課は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務に関し警察庁情報処理センターから盗品等免許証の発見通報を受けたときは、刑事企画課に通報し、適切な処理が行われるよう措置するものとする。

5 マイナ免許証の措置

- (1) マイナ免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）について、盗難等の被害届を受理した場合及び盗品等の疑いのあるマイナ免許証を発見した場合、拾得及び盗難手配登録がされているかなどを照会するとともに、刑事企画課へ速やかに連絡を行うこと。
- (2) 刑事企画課は、マイナ免許証の手配及び手配解除の登録について、警察共通基盤システムによる盗品等照会業務実施細則の制定について（通達）（令和5年12月15日付け、警察庁丁支発第189号ほか）第3に定められた登録要領にのっとり行うものとする。

様式 略